

令和8年第4回 階上町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和8年4月15日(水) 午後2時00分から午後2時20分

2. 開催場所 階上町役場 3階 委員会室

3. 出席委員(14名)

	1番	堰合	とし
	2番	長根	義則
	3番	郷州	公典
	4番	浜谷	秀雄
	5番	清水頭	保孝
	6番	向井	成男
	7番	笹山	勝彦
	8番	荒道	秀雄
	9番	久保	雅庸
	10番	中城	司
	11番	土橋	剛
	12番	鹿原	仁
会長職務代理者	13番	坂	政和
会長	14番	横道	文男

4. 欠席委員(0名)

5. 出席農地利用最適化推進委員(8名)

石鉢地区	森	正浩
金山沢地区	小鷹	隆男
田代地区	水合	達徳
登切地区	荻ノ沢	甚哉
赤保内地区	桑原	英世
大蛇地区	南	まり子
道仏地区	糸坪	岩雄
小舟渡地区	平戸	三雄

6. 欠席推進委員(1名)

鳥屋部地区 小澤 寿子

## 7. 議事日程

- 第1 会議録署名委員の指名について
- 第2 会期の決定について
- 第3 報告第12号 階上町農業委員会の任免について
- 第4 議案第13号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について
- 第5 議案第14号 農地法第5条第1項の規定に基づく農業委員会の転用許可について
- 第6 議案第15号 非農地証明申請について

## 8. 農業委員会事務局職員

課長	(事務局長)	荒道真一
総括主幹	(事務局次長)	木村真由美
主事		西琢郎
主事		松橋藍
主事		細越翔太

## 9. 総会の概要

会長	<p>ただいまの出席委員は、農業委員 14 名、農地利用最適化推進委員 8 名です。</p> <p>農業委員の数が過半数に達していますので、令和 8 年第 4 回階上町農業委員会総会を開催します。</p> <p>これより本日の会議を開きます。</p> <p>本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。</p> <p>日程第 1、「会議録署名委員の指名について」を議題とします。</p> <p>会議録署名委員は、議長において、2 番 長根委員、3 番 郷州委員を指名します。</p> <p>日程第 2、「会期の決定について」を議題とします。</p> <p>お諮りします。</p> <p>会期は、本日 1 日としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。</p>
委員	<p>(「異議なし」との声あり。)</p>
会長	<p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって、会期は、本日 1 日と決定します。</p> <p>日程第 3、議案第 12 号「階上町農業委員会職員の任免について」の件を議題といたします。</p> <p>それでは、事務局より案件の朗読と説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは、議案第 12 号について朗読いたします。</p> <p>1 ページをご覧ください。</p> <p>それでは、議案第 12 号の詳細について説明いたします。</p> <p>今回異動により、私、木村 真由美が事務局次長を兼務することになりました。なお、引き続き、荒道 真一産業振興課長が農業委員会事務局長を兼務し、農林グループの西、松橋、細越が事務職員を兼務いたします。</p> <p>職員の異動はございましたが、農業委員会としての機能には変わりはなく、皆さまにはこれまでどおりの活動をお願いしたいと思いますので、引き続きよろしく申し上げます。</p> <p>以上で議案の朗読並びに説明を終わります。</p>

会長	<p>ありがとうございました。 これより、質疑に入ります。 ただいまの事務局の説明について、質問のある方は挙手をお願いします。</p>
委員	<p>(「質問なし」との声あり。)</p>
会長	<p>無いようですので、採決いたします。議案第12号「階上町農業委員会事務職員の任免について」の件に賛成の農業委員は、挙手をお願いします。</p>
委員	<p>(全員挙手)</p>
会長	<p>全員賛成ですので、議案第12号「階上町農業委員会事務局職員の任免について」の件は、原案のとおり承認します。</p> <p>次に日程第4，議案第13号「農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について」の件を議題といたします。 それでは、事務局より案件の朗読と説明をお願いします。</p> <p>審議を行う前に、本議案第13号において、階上町農業委員会会議規則第24条の規定により、議事参与の制限に該当すると認められる委員は、暫時の間、別室にて待機をお願いします。</p>
委員	<p>(該当委員 退室)</p>
会長	<p>それでは、事務局より案件の朗読と説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは、議案第13号について朗読いたします。 2ページをご覧ください。 それでは、議案13号の詳細について説明いたします。 番号1についてですが、譲渡人所有の農地について、譲受人が売買により取得するものです。 譲受人は、今後牧草を作付けする予定となっています。譲受人は、現在、町内で父と酪農経営をされていることから、農地法第3条2号各号の規定には該当しないので、許可相当と考えます。 番号2の詳細ですが、譲渡人相続財産の農地について、譲受人が相</p>

	<p>続財産清算人から、売買により取得するものです。</p> <p>譲受人は、町内でながいも・ごぼうを作付し、農業経営を行っていることから、農地法第3条第2号各号の規定には該当しないので、許可相当と考えます。</p> <p>番号3の詳細ですが、譲渡人所有の農地について、譲受人に贈与するものです。</p> <p>譲渡人は高齢で、今後農業に従事する意思はなく、このまま放置されると農地の荒廃が進むことから、今後の農地管理について、近隣で農業を行う譲受人に相談の上、贈与することになりました。</p> <p>譲受人は、今後そばを作付けする予定であり、農地法第3条第2号の各号の規定には該当しないので、許可相当と考えます。</p> <p>以上で朗読並びに説明を終わります。</p>
会長	<p>ありがとうございました。</p> <p>ただいまの事務局の説明に関連して、地区担当の森推進委員、糸坪推進委員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p> <p>はじめに、森推進委員をお願いします。</p>
委員	<p>番号1の件について、4月3日午後3時から、横道会長、郷州委員、木村事務局次長、西事務局職員、松橋事務局職員、申請人、代理人、自分の8名で確認いたしました。</p> <p>詳細については、事務局の説明のとおりでございます。</p>
会長	<p>ありがとうございました。</p> <p>次に、糸坪推進委員をお願いします。</p>
委員	<p>番号2の件について、4月3日午後2時45分から、横道会長、郷州委員、木村事務局次長、西事務局職員、松橋事務局職員、代理人、自分の7名で確認いたしました。</p> <p>詳細については、事務局の説明のとおりでございますので、審議のほどよろしく願いいたします。</p>
会長	<p>ありがとうございました。</p> <p>これより、質疑に入ります</p> <p>ただいまの事務局の説明について、質問のある方は挙手をお願いします。</p>
委員	<p>(「質問なし」との声あり。)</p>

会長	<p>無いようですので、採決いたします。</p> <p>議案第13号「農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について」の件に賛成の農業委員は、挙手をお願いします。</p>
委員	<p>(全員挙手)</p>
会長	<p>全員賛成ですので、議案第13号「農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について」の件は、原案のとおり承認します。</p> <p>議案第13号の審議が終わりましたので、該当委員の入室を許可します。</p>
委員	<p>(該当委員 入室)</p>
会長	<p>次に日程第5，議案第14号「農地法第5条第1項の規定に基づく農業委員会の転用許可について」の件を議題といたします。</p> <p>それでは、事務局より案件の朗読と説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは議案第14号について朗読いたします。</p> <p>4ページをご覧ください。</p> <p>それでは、議案第14号の詳細について説明いたします。</p> <p>番号1についてですが、譲渡人が所有する農地について、譲受人が住宅建築を行う計画であり、その使用について申請されたものです。</p> <p>本申請地は、小集団の生産性の低い農地であり、その他の農地に分類されることから第2種農地と判断するものです。</p> <p>譲受人は自己所有地がなく、本農地を活用する以外に選択できず、代替地を検討しましたが、他に取得可能な農地が付近にないことから、許可相当と判断するものです。</p> <p>なお、農地の面積は377㎡、建築する建物は143.07㎡で建ぺい率は37.9%です。</p> <p>以上で朗読並びに説明を終わります。</p>
会長	<p>ありがとうございました。</p> <p>ただいまの事務局の説明に関連して、地区担当の小澤推進委員の代わりに鹿原委員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>
委員	<p>番号1の件について、4月3日午後2時30分から、横道会長、小澤推進委員、木村事務局次長、西事務局職員、松橋事務局職員、代理</p>

	<p>人、自分の7名で確認いたしました。</p> <p>詳細については、事務局の説明のとおりでございますので、審議のほどよろしく願いいたします。</p>
会長	<p>ありがとうございました。</p> <p>これより、質疑に入ります。</p> <p>ただいまの事務局の説明について、質問のある方は挙手をお願いします。</p>
委員	<p>(「質問なし」との声あり。)</p>
会長	<p>無いようですので、採決いたします。</p> <p>議案第14号「農地法第5条第1項の規定に基づく農業委員会の転用許可について」の件に賛成の農業員は、挙手をお願いします。</p>
委員	<p>(全員挙手)</p>
会長	<p>全員賛成ですので、議案第14号「農地法第5条第1項の規定に基づく農業委員会の転用許可について」の件は、原案のとおり承認します。</p> <p>次に日程第6、議案第15号「非農地証明について」の件を議題といたします。</p> <p>審議を行う前に、本議案第15号において、階上町農業委員会会議規則第24条の規定により、議事参与の制限に該当すると認められる委員は、暫時の間、別室にて待機をお願いします。</p>
委員	<p>(該当委員 退室)</p>
会長	<p>それでは、事務局より案件の朗読と説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは、議案第15号について朗読いたします。</p> <p>5ページをご覧ください。</p> <p>それでは、議案15号の詳細について説明いたします。</p> <p>本案は、農地所有者から農地法第2条第1項に規定する農地に該当しないことの非農地証明願が提出されたことに伴い、農地でないことを証明したいので、提案するものです。</p> <p>番号2について、令和8年3月17日に申請があり、申請人は平成</p>

	<p>6年に相続したものの、その段階で砂利が敷きつめられた状況になっておりました。</p> <p>申請者は農業従事者ではなかったため、現在に至るまで、そのままの状況となっており、今後も農業に従事する予定がないということです。</p> <p>令和8年4月3日に現地確認を行いました。農地法の運用についての第4の(4)の再生利用が困難と見込まれる荒廃農地に該当し、農地法第2条第1項の農地に該当しない非農地として判断するものです。</p> <p>以上で議案の朗読、説明を終わります。</p>
会長	<p>ありがとうございました。</p> <p>これより、質疑に入ります。</p> <p>ただいまの事務局の説明について、質問のある方は挙手をお願いします。</p>
委員	<p>(「質問なし」との声あり。)</p>
会長	<p>無いようですので、採決いたします。</p> <p>議案第15号「非農地証明申請について」の件に賛成の農業委員は、挙手をお願いします。</p>
委員	<p>(全員挙手)</p>
会長	<p>全員賛成ですので、議案第15号「非農地証明申請について」の件は、原案のとおり承認します。</p> <p>議案第15号の審議が終わりましたので、該当委員の入室を許可します。</p>
委員	<p>(該当委員 入室)</p>
会長	<p>これにて、本会議に付議された全案件が終了しました。</p> <p>以上をもちまして、令和8年第4回階上町農業委員会総会を閉会いたします。</p>
事務局	<p>修礼を行います。</p> <p>礼。 直れ。 ご着席ください。</p>

議長 \_\_\_\_\_ 横道 文男

2 番 \_\_\_\_\_ 長根 義則

3 番 \_\_\_\_\_ 郷州 公典